

(十津川村告示第 号)

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、公告します。なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う工事です。

令和5年 6月 1日

十津川村長 小山手 修造

第1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 基幹作業道開設工事
- (2) 路線・河川名 上湯川迫西川線
- (3) 工事箇所 奈良県吉野郡十津川村大字上湯川 地内他
- (4) 工事概要
- | | |
|--------|-------------------------|
| 工事延長 | L= 1,611m |
| 土工 | V= 20,243m ³ |
| 補強土壁工 | A= 793.5m ² |
| 排水施設工 | N= 54基 |
| 土捨場整備工 | V= 18,141m ³ |
| 伐木工 | N= 1,486本 |
| モノレール工 | L= 200m |
- (5) 工事期間 第4の4の十津川村議会の議決後～
令和6年12月20日(金)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

十津川村建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

- (1) 共同企業体構成員の出資比率は、2者で共同企業体を構成する場合にあってはいずれも30%以上、3者で共同企業体を構成する場合にあってはいずれも20%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大(もしくは最大と同比率)であること。
- (2) 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。
- ア 十津川村建設工事等競争入札参加申請をおこなっている者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、十津川村建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- オ 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 果無
所在地 和歌山県田辺市本宮町伏拝942-1
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更

生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

キ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ク 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

ケ 十津川村内に本店を有し、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級又はA等級A1グループとしてなされていること。

コ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ）の結果における土木一式工事の平均完成工事高に110/100を乗じて得た額が、共同企業体の代表者については予定価格の「2/3」以上、その他の構成員にあっては予定価格の「1/構成員数」以上のものであること。

サ 共同企業体の全ての構成員は、土木一式工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものは、出資比率が20%以上であったものに限る。また、代表者以外の構成員として施工したものについては、出資比率が10%以上であったものに限る。

(3) 共同企業体構成員（i, ii, iii）のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

i 代表者

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（※1）

イ 過去10年以内に竣工した土木一式工事の従事経験を有する者

ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を有する者であること

エ 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

ii 構成員

オ 国家資格を有する主任技術者

カ 過去10年以内に竣工した土木一式工事の従事経験を有する者

キ 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

ク 監理技術者を配置する場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術講習修了証」を有する者であること。

iii 現場代理人

ケ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者は、これらを兼ねることが出来る。

※1 これと同等以上の資格を有する者とは次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 一級建設機械施工技士の資格を有する者
- ② 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第3 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 令和5年6月1日(木)から
令和5年6月13日(火)まで
(土、日、祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1
十津川村総務課
電話(直通)0746-62-0001
- (4) 費用 無償

2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、村長が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期限 令和5年6月13日(火)まで
(土、日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出場所 1の(3)に同じ
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参に限ります。
- (6) 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

3 仕様書の閲覧

2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、仕様書を閲覧に供します。

- (1) 期間 令和5年6月27日(火)から7月12日(水)まで
(土、日、祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1
十津川村建設課
電話(直通)0746-62-0904

4 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年7月13日(木) 午後 1時30分
- (2) 場所 十津川村体育文化センター

5 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第4 その他

1 入札保証金及び契約保証金

十津川村契約規則（平成元年4月規則第3号）第6条第1項第2号及び第23条の規定によります。

2 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

4 本契約の成立

この工事の契約については十津川村議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札した共同企業体の構成員の一部が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め2者(3者による共同企業体の場合)である場合は、一部を変更して契約を締結することがあります。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 予定価格の額

(1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、
140,779,100円です。

9 最低制限価格の額

この工事の最低制限価格は（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、
129,516,200円です。

10 手続における交渉の有無

無

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

第3 3の(3)に同じ